

# 5 類移行に伴う主な施策の変更

## ● 高齢者施設等への支援

項目	～5月7日	5月8日～
感染予防研修	高齢者施設等の職員を対象に、基本的感染対策や感染発生時の対応等の研修の実施	継続
集中的検査	高齢者施設等の職員等を対象に、無償配布した抗原検査キットにより定期的な検査を実施	継続
感染発生時の支援	かかり増し経費や施設内療養を行う施設等への支援を行うとともに、応援職員の派遣等により業務継続を支援	継続
クラスター発生時の感染管理支援	クラスター発生時において、感染管理の専門家（OCIT）を高齢者施設等へ派遣し、感染管理や療養環境整備等の支援を実施	継続
クラスター発生時の看護職員派遣	クラスター発生時において、施設内療養する場合に、看護職員の配置がない、または少数の高齢者施設等に看護職員を派遣	継続

# 高齢者施設等における対応

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、感染を未然に防ぐため感染対策の徹底を図るとともに、感染発生時に備えた医療機関との連携強化等を図る。

項目	概要
マスク着用※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従事者は勤務中のマスク着用を推奨</li></ul>
感染対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染対策の徹底、感染症対応力向上のための研修を実施</li><li>・ 希望者に対する新型コロナワクチンの接種</li><li>・ 従事者への集中的検査の実施</li></ul>
医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染発生時における相談、往診、入院調整等を行う医療機関の確保</li></ul>
療養体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設内療養に備えた体制を整備</li></ul>
退院患者受入促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 退院基準を満たした入院患者の受入を促進</li></ul>
業務継続計画の策定※2	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染症や災害に備えた業務継続計画を令和6（2024）年3月末までに策定</li></ul>

※1 令和5(2023)年2月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

※2 令和3年度介護報酬改定により義務づけ

# 令和5（2023）年度のワクチン接種

- 1 法的位置付け、目的等
  - ・ 予防接種法に基づく特例臨時接種を令和6（2024）年3月31日まで延長する。
  - ・ 重症化予防を主な目的とする。
  - ・ 接種対象者は自己負担なく接種を受けられる。

## 2 接種対象・スケジュール（第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（R5.3.7）資料より抜粋）

		2022年度		2023年度				
		令和4年秋開始接種		令和5年春開始接種		令和5年秋開始接種		
12歳以上	65歳以上	○	接種対象	○	接種対象	○	接種対象	
	基礎疾患あり			×		×		
	医療従事者等			接種対象外		×		
	上記以外 (健常な65歳未満)			接種対象外		×		
5～11歳	基礎疾患あり			○	接種対象	○		
	上記以外 (健常な小児)			接種対象外		×		
		未接種者は継続（公的関与 ×）						
生後6か月～4歳（初回接種）		接種対象（従来型ワクチン） （公的関与 ○）						
初回接種未完了者		接種対象（従来型ワクチン） （公的関与 ○）						

公的関与：予防接種法に基づく努力義務及び接種勧奨